

【説明】

国立公文書館等における利用等規則改正案の 公文書管理委員会への諮問及び内閣総理大臣の同意について

令和4年3月
内閣府大臣官房公文書管理課

<利用等規則改正の手続>

○ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第3項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第2条第1項の規定により、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館、並びに行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている。

○ 国立公文書館等（※）の長は、公文書管理法第27条第1項の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、その制定・変更にあたっては、同条第3項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。

また、内閣総理大臣は、同項の規定による同意をしようとするときは、同法第29条第2号の規定に基づき公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている。

なお、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、以下「ガイドライン」という。）は、国立公文書館等の長が定める利用等規則の規定例及び規則の運用についての留意事項を定めている。

（※）独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館、並びに行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって国立公文書館に類する機能を有する施設。

<今回の利用等規則の改正内容>

- 今般、ガイドラインについて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和4年4月1日施行。）により、行政機関及び独立行政法人等の関係法律における「個人情報」の定義が改正されたことに伴う改正を行った。併せて、国立公文書館等における特定歴史公文書等の移管元行政機関等による利用について、身分証の提示以外の方法で権限の確認を行う場合には、利用等規則に規定することとする改正を行った。（1月14日の第92回公文書管理委員会で説明。1月25日改正。）

これを踏まえ、各国立公文書館等より利用等規則の改正案を作成し、内閣総理大臣に協議がなされている。

- 各国立公文書館等の利用等規則改正案の内容は、以下のとおり。

- （1）ガイドライン第8条の改正を踏まえ、「他の情報と照合することができ」を「他の情報と容易に照合することができ」に改正（全16館）
- （2）移管元行政機関等の利用における特例適用の申請方法及び特例適用を受ける権限を有する者であることの国立公文書館等における確認方法を定める改正（2館）

① 国立公文書館

電子メールでの申請の際の確認方法を追加

（移管元行政機関等の利用

第28条 館は、移管元行政機関等が、法第24条に定める利用の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して移管元行政機関等利用請求書の提出を求める。その際、次の各号に掲げる提出の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で、当該利用請求者が当該移管元行政機関等に属する者であることを確認する。

- 一 閲覧室の受付への提出 身分証の提示による確認
- 二 電子メールを用いた館への送信 当該電子メールのドメイン名及び電話による確認

② 九州大学文書館

利用申込書に決裁を必要とし、文書管理システムを使用して提出する場合は身分証の提示による確認を要しないこととする

(九州大学職員等の利用)

第 27 条 文書館は、九州大学の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、法第 24 条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して九州大学が発行する身分証の提示及び担当管理職が決裁した利用申込書の提出を求める。ただし、九州大学の文書管理システムを用いて利用申込書が提出された場合には、身分証の提示を要しないものとする。

2 [略]

※ 2 項も表現上の修正あり。

(3) 写しの交付方法を新たに加える修正 (1 館)

① 東京大学文書館

情報通信技術を用いて請求者に写しを送付する方法を追加

※ 現行ガイドライン上で可能となっているもの。

※ 本規則改正案は、語句の修正も含んでいる。

(写しの交付の方法等)

第 19 条 [略]

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から文書館が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

一 文書又は図画 (第 7 条の規定により作成された複製物及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)

イ 複写機により用紙に複写したもの

ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録

○ なお、内閣総理大臣の同意後は、各国立公文書館等において速やかに利用等規則の改正手続を行い、令和 4 年 4 月 1 日から改正後の利用等規則に基づく運用を行う予定。

府 公 第 85 号

令和 4 年 3 月 23 日

公文書管理委員会

委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め案（別紙）について、諮問します。

(別紙)

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（利用等規則）
改正案一覧

- 1 独立行政法人国立公文書館利用等規則案
- 2 宮内公文書館利用等規則案
- 3 外務省外交史料館利用等規則案
- 4 国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室利用等規程案
- 5 東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項案
- 6 筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程案
- 7 東京大学文書館利用等規則案
- 8 国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程案
- 9 東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程案
- 10 東海国立大学機構大学文書資料室利用等規程案
- 11 京都大学大学文書館利用等要項案
- 12 大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程案
- 13 神戸大学大学文書史料室利用等要項案
- 14 広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則案
- 15 九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程案
- 16 日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案